

別添

正誤表

入札公告（説明書）を次のとおり訂正します。

対象	訂正前	訂正後																																																																														
入札公告（説明書）	<p style="text-align: center;">入札公告（説明書）</p> <p style="text-align: center;">令和6年3月27日 東日本高速道路株式会社 関東支社長 千田 洋一</p> <p>次のとおり条件付一般競争入札について公告します。 なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和5年10月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。 よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 4-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。</p> <p>1. 調達手続の概要</p> <table border="1" data-bbox="579 732 1185 1383"> <tbody> <tr> <td>1-1</td><td>契約件名（調査等名）</td><td>東京外環自動車道 浦和地区段差防止構造設計</td></tr> <tr> <td>1-2</td><td>業務概要</td><td>業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと</td></tr> <tr> <td>1-3</td><td>契約責任者</td><td>NEXCO 東日本 関東支社長 千田 洋一</td></tr> <tr> <td>1-4</td><td>契約担当部署</td><td>NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp</td></tr> <tr> <td>1-5</td><td>入札方法</td><td>電子入札</td></tr> <tr> <td>1-6</td><td>契約書の作成</td><td>必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと</td></tr> <tr> <td>1-7</td><td>支払条件</td><td>前金払の有無：「有」</td></tr> <tr> <td>1-8</td><td>入札手続き日程</td><td>本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと</td></tr> <tr> <td>1-9</td><td>競争参加資格要件等</td><td>本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと</td></tr> <tr> <td>1-10</td><td>指名併用理由</td><td>本件競争入札においては非該当</td></tr> <tr> <td>1-11</td><td>設計業務成果品等の貸与</td><td>入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」</td></tr> <tr> <td>1-12</td><td>見積活用方式の有無</td><td>「有」</td></tr> <tr> <td>1-13</td><td>その他</td><td>特記事項なし</td></tr> </tbody> </table>	1-1	契約件名（調査等名）	東京外環自動車道 浦和地区段差防止構造設計	1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと	1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社長 千田 洋一	1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp	1-5	入札方法	電子入札	1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと	1-7	支払条件	前金払の有無：「有」	1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと	1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと	1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当	1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」	1-12	見積活用方式の有無	「有」	1-13	その他	特記事項なし	<p style="text-align: center;">入札公告（説明書）</p> <p style="text-align: center;">令和6年3月28日 東日本高速道路株式会社 関東支社長 千田 洋一</p> <p>次のとおり条件付一般競争入札について公告します。 なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和5年10月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。 よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 4-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。</p> <p>1. 調達手続の概要</p> <table border="1" data-bbox="1349 732 2012 1383"> <tbody> <tr> <td>1-1</td><td>契約件名（調査等名）</td><td>東京外環自動車道 草加地区段差防止構造設計</td></tr> <tr> <td>1-2</td><td>業務概要</td><td>業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと</td></tr> <tr> <td>1-3</td><td>契約責任者</td><td>NEXCO 東日本 関東支社長 千田 洋一</td></tr> <tr> <td>1-4</td><td>契約担当部署</td><td>NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp</td></tr> <tr> <td>1-5</td><td>入札方法</td><td>電子入札</td></tr> <tr> <td>1-6</td><td>契約書の作成</td><td>必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと</td></tr> <tr> <td>1-7</td><td>支払条件</td><td>前金払の有無：「有」</td></tr> <tr> <td>1-8</td><td>入札手続き日程</td><td>本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと</td></tr> <tr> <td>1-9</td><td>競争参加資格要件等</td><td>本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと</td></tr> <tr> <td>1-10</td><td>指名併用理由</td><td>本件競争入札においては非該当</td></tr> <tr> <td>1-11</td><td>設計業務成果品等の貸与</td><td>入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」</td></tr> <tr> <td>1-12</td><td>見積活用方式の有無</td><td>「有」</td></tr> <tr> <td>1-13</td><td>その他</td><td>特記事項なし</td></tr> </tbody> </table>	1-1	契約件名（調査等名）	東京外環自動車道 草加地区段差防止構造設計	1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと	1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社長 千田 洋一	1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp	1-5	入札方法	電子入札	1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと	1-7	支払条件	前金払の有無：「有」	1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと	1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと	1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当	1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」	1-12	見積活用方式の有無	「有」	1-13	その他	特記事項なし
1-1	契約件名（調査等名）	東京外環自動車道 浦和地区段差防止構造設計																																																																														
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと																																																																														
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社長 千田 洋一																																																																														
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp																																																																														
1-5	入札方法	電子入札																																																																														
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと																																																																														
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」																																																																														
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと																																																																														
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと																																																																														
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当																																																																														
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」																																																																														
1-12	見積活用方式の有無	「有」																																																																														
1-13	その他	特記事項なし																																																																														
1-1	契約件名（調査等名）	東京外環自動車道 草加地区段差防止構造設計																																																																														
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと																																																																														
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社長 千田 洋一																																																																														
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp																																																																														
1-5	入札方法	電子入札																																																																														
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと																																																																														
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」																																																																														
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと																																																																														
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと																																																																														
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当																																																																														
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」																																																																														
1-12	見積活用方式の有無	「有」																																																																														
1-13	その他	特記事項なし																																																																														

対象	訂正前	訂正後																								
	<p>2. 入札手続き日程</p> <table border="1" data-bbox="579 287 1185 1224"> <tr> <td>入札公告日</td> <td>令和6年3月27日</td> </tr> <tr> <td>2-1 審査基準日</td> <td>本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日</td> </tr> <tr> <td>2-2 契約図書の配布期間</td> <td>入札公告の日から令和6年4月24日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。</td> </tr> <tr> <td>2-3 競争参加資格確認申請書の提出期限</td> <td> <p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年4月24日16時00分まで ※共通入札公告4-3-1~4-3-4に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 技術資料（様式2） (3) 業務実施体制（様式3） </td> </tr> <tr> <td>2-4 競争参加資格確認結果通知日</td> <td>令和6年5月16日を予定</td> </tr> <tr> <td>2-5 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日</td> <td>競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</td> </tr> </table>	入札公告日	令和6年3月27日	2-1 審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日	2-2 契約図書の配布期間	入札公告の日から令和6年4月24日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。	2-3 競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年4月24日16時00分まで ※共通入札公告4-3-1~4-3-4に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 技術資料（様式2） (3) 業務実施体制（様式3） 	2-4 競争参加資格確認結果通知日	令和6年5月16日を予定	2-5 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで	<p>2. 入札手続き日程</p> <table border="1" data-bbox="1343 287 2016 1224"> <tr> <td>入札公告日</td> <td>令和6年3月28日</td> </tr> <tr> <td>2-1 審査基準日</td> <td>本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日</td> </tr> <tr> <td>2-2 契約図書の配布期間</td> <td>入札公告の日から令和6年4月25日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。</td> </tr> <tr> <td>2-3 競争参加資格確認申請書の提出期限</td> <td> <p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年4月25日16時00分まで ※共通入札公告4-3-1~4-3-4に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 技術資料（様式2） (3) 業務実施体制（様式3） </td> </tr> <tr> <td>2-4 競争参加資格確認結果通知日</td> <td>令和6年5月16日を予定</td> </tr> <tr> <td>2-5 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日</td> <td>競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</td> </tr> </table>	入札公告日	令和6年3月28日	2-1 審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日	2-2 契約図書の配布期間	入札公告の日から令和6年4月25日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。	2-3 競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年4月25日16時00分まで ※共通入札公告4-3-1~4-3-4に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 技術資料（様式2） (3) 業務実施体制（様式3） 	2-4 競争参加資格確認結果通知日	令和6年5月16日を予定	2-5 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで
入札公告日	令和6年3月27日																									
2-1 審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日																									
2-2 契約図書の配布期間	入札公告の日から令和6年4月24日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。																									
2-3 競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年4月24日16時00分まで ※共通入札公告4-3-1~4-3-4に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 技術資料（様式2） (3) 業務実施体制（様式3） 																									
2-4 競争参加資格確認結果通知日	令和6年5月16日を予定																									
2-5 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで																									
入札公告日	令和6年3月28日																									
2-1 審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日																									
2-2 契約図書の配布期間	入札公告の日から令和6年4月25日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。																									
2-3 競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年4月25日16時00分まで ※共通入札公告4-3-1~4-3-4に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 技術資料（様式2） (3) 業務実施体制（様式3） 																									
2-4 競争参加資格確認結果通知日	令和6年5月16日を予定																									
2-5 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで																									

対象	訂正前	訂正後																																																
	<table border="1" data-bbox="568 266 1174 1219"> <tr> <td data-bbox="568 266 646 322">2-6</td> <td data-bbox="646 266 747 322">技術提案書の提出期限</td> <td data-bbox="747 266 1174 322">本件競争入札においては非該当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 322 646 377">2-7</td> <td data-bbox="646 322 747 377">技術提案書に関するヒアリング期間</td> <td data-bbox="747 322 1174 377">本件競争入札においては非該当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 377 646 433">2-8</td> <td data-bbox="646 377 747 433">技術提案書の特定通知日</td> <td data-bbox="747 377 1174 433">本件競争入札においては非該当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 433 646 489">2-9</td> <td data-bbox="646 433 747 489">非特定通知にかかる理由の説明請求期限日</td> <td data-bbox="747 433 1174 489">本件競争入札においては非該当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 489 646 822">2-10</td> <td data-bbox="646 489 747 822">参考見積書の提出期限</td> <td data-bbox="747 489 1174 822"> <p>【提出期限】 令和6年4月24日 16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等(電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。)により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定)のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p> <p>【提出書類】 参考見積書(様式4-1~4-2)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 822 646 941">2-11</td> <td data-bbox="646 822 747 941">参考見積書に関する問い合わせ期間</td> <td data-bbox="747 822 1174 941">令和6年5月17日から令和6年5月31日までを予定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 941 646 1076">2-12</td> <td data-bbox="646 941 747 1076">訂正参考見積書提出期限</td> <td data-bbox="747 941 1174 1076"> <p>【提出期限】 令和6年6月10日 16時00分 【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1076 646 1219">2-13</td> <td data-bbox="646 1076 747 1219">入札書の提出期限</td> <td data-bbox="747 1076 1174 1219"> <p>【提出期限】 令和6年7月5日 16時00分 ※共通入札公告4-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。(金技設計書様式のとおり)</p> </td> </tr> </table>	2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当	2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当	2-8	技術提案書の特定通知日	本件競争入札においては非該当	2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	本件競争入札においては非該当	2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年4月24日 16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等(電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。)により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定)のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p> <p>【提出書類】 参考見積書(様式4-1~4-2)</p>	2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和6年5月17日から令和6年5月31日までを予定	2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和6年6月10日 16時00分 【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p>	2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年7月5日 16時00分 ※共通入札公告4-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。(金技設計書様式のとおり)</p>	<table border="1" data-bbox="1354 266 2005 1219"> <tr> <td data-bbox="1354 266 1432 322">2-6</td> <td data-bbox="1432 266 1534 322">技術提案書の提出期限</td> <td data-bbox="1534 266 2005 322">本件競争入札においては非該当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1354 322 1432 377">2-7</td> <td data-bbox="1432 322 1534 377">技術提案書に関するヒアリング期間</td> <td data-bbox="1534 322 2005 377">本件競争入札においては非該当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1354 377 1432 433">2-8</td> <td data-bbox="1432 377 1534 433">技術提案書の特定通知日</td> <td data-bbox="1534 377 2005 433">本件競争入札においては非該当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1354 433 1432 489">2-9</td> <td data-bbox="1432 433 1534 489">非特定通知にかかる理由の説明請求期限日</td> <td data-bbox="1534 433 2005 489">本件競争入札においては非該当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1354 489 1432 822">2-10</td> <td data-bbox="1432 489 1534 822">参考見積書の提出期限</td> <td data-bbox="1534 489 2005 822"> <p>【提出期限】 令和6年4月25日 16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等(電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。)により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定)のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p> <p>【提出書類】 参考見積書(様式4-1~4-2)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1354 822 1432 941">2-11</td> <td data-bbox="1432 822 1534 941">参考見積書に関する問い合わせ期間</td> <td data-bbox="1534 822 2005 941">令和6年5月17日から令和6年5月31日までを予定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1354 941 1432 1076">2-12</td> <td data-bbox="1432 941 1534 1076">訂正参考見積書提出期限</td> <td data-bbox="1534 941 2005 1076"> <p>【提出期限】 令和6年6月10日 16時00分 【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1354 1076 1432 1219">2-13</td> <td data-bbox="1432 1076 1534 1219">入札書の提出期限</td> <td data-bbox="1534 1076 2005 1219"> <p>【提出期限】 令和6年7月9日 16時00分 ※共通入札公告4-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。(金技設計書様式のとおり)</p> </td> </tr> </table>	2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当	2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当	2-8	技術提案書の特定通知日	本件競争入札においては非該当	2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	本件競争入札においては非該当	2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年4月25日 16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等(電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。)により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定)のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p> <p>【提出書類】 参考見積書(様式4-1~4-2)</p>	2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和6年5月17日から令和6年5月31日までを予定	2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和6年6月10日 16時00分 【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p>	2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年7月9日 16時00分 ※共通入札公告4-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。(金技設計書様式のとおり)</p>
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当																																																
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当																																																
2-8	技術提案書の特定通知日	本件競争入札においては非該当																																																
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	本件競争入札においては非該当																																																
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年4月24日 16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等(電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。)により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定)のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p> <p>【提出書類】 参考見積書(様式4-1~4-2)</p>																																																
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和6年5月17日から令和6年5月31日までを予定																																																
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和6年6月10日 16時00分 【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p>																																																
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年7月5日 16時00分 ※共通入札公告4-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。(金技設計書様式のとおり)</p>																																																
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当																																																
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当																																																
2-8	技術提案書の特定通知日	本件競争入札においては非該当																																																
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	本件競争入札においては非該当																																																
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年4月25日 16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等(電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。)により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定)のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p> <p>【提出書類】 参考見積書(様式4-1~4-2)</p>																																																
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和6年5月17日から令和6年5月31日までを予定																																																
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和6年6月10日 16時00分 【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p>																																																
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年7月9日 16時00分 ※共通入札公告4-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。(金技設計書様式のとおり)</p>																																																

対象	訂正前			訂正後		
		<p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】</p> <p>(1) 入札書 (2) 内訳明細書(※Microsoft Excel により提出すること。なお、内訳明細書の単位表記は、「ℓ」の場合は「L」、「m²」の場合は「m²」、「m³」の場合は「m³」と記載し、提出すること。)</p>		<p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】</p> <p>(1) 入札書 (2) 内訳明細書(※Microsoft Excel により提出すること。なお、内訳明細書の単位表記は、「ℓ」の場合は「L」、「m²」の場合は「m²」、「m³」の場合は「m³」と記載し、提出すること。)</p>		
2-14	開札日時	令和6年7月8日 13時30分	2-14	開札日時	令和6年7月10日 15時00分	
2-15	開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署	2-15	開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署	
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日 から 令和6年6月21日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4.に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面(別紙質問書様式)を電子メール又は書留郵便等により提出(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。) ※質問書面(別紙質問書様式)を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日(休日を除く)に提出したものとする。</p>	2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日 から 令和6年6月25日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4.に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面(別紙質問書様式)を電子メール又は書留郵便等により提出(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。) ※質問書面(別紙質問書様式)を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日(休日を除く)に提出したものとする。</p>	
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内(休日を除く。)	2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内(休日を除く。)	
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本件競争入札においては非該当	2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本件競争入札においては非該当	

対象	訂正前	訂正後																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<p>競争参加資格要件等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th><th colspan="3">東京外環自動車道 南地区段差止構造設計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争契約の方針</td><td colspan="3">条件付一般競争入札方式</td></tr> <tr> <td>落札者の決定方法</td><td colspan="3">総合評価落札方式</td></tr> <tr> <td>見積用方式の対象</td><td colspan="3">有</td></tr> <tr> <td>競争手続の算出方法</td><td colspan="3">加算方式</td></tr> <tr> <td>入札ビード</td><td colspan="3">対象外</td></tr> <tr> <td>履行ペンド</td><td colspan="3">対象</td></tr> <tr> <td>審査時期</td><td colspan="3">事前審査</td></tr> </tbody> </table> <p>下記に示す業種区分の「令和 5-6 年度競争参加資格」を有する者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種区分</th><th colspan="3">機械設計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">審査基準</td><td colspan="3">審査基準日において、平成20年度以降に実績として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。</td></tr> <tr> <td colspan="3">業務実績情報システム(以下、「テクス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者、または、同等の契約実績のある者であること。</td></tr> <tr> <td rowspan="6">企業に求めらる事項</td><td>業務分野</td><td>業務段階1</td><td>業務段階2</td><td>業務段階3</td></tr> <tr> <td>同種業務</td><td>構築</td><td>基本(予算・概略)設計</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>構築</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>構築</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>構築</td><td>総合管理</td><td></td></tr> <tr> <td>審査基準</td><td colspan="3">審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。</td></tr> <tr> <td rowspan="6">同種業務</td><td colspan="3">審査基準日において、平成20年度以降に実績として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。</td></tr> <tr> <td colspan="3">業務実績情報システム(以下、「テクス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者、または、同等の契約実績のある者であること。</td></tr> <tr> <td>業務分野</td><td>業務段階1</td><td>業務段階2</td><td>業務段階3</td></tr> <tr> <td>構築</td><td>基本(予算・概略)設計</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>構築</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>構築</td><td>施工計画</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>構築</td><td>総合管理</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>競争参加要件</td><td colspan="3">審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。</td></tr> <tr> <td rowspan="10">予定管理技術者に求めらる事項</td><td rowspan="10">技術者資格</td><td>イ) 技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設~道路</td></tr> <tr> <td></td><td>建設部門</td><td>建設・鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td>ロ) RCCM</td><td>鋼構造及びコンクリート部門</td><td>道路</td></tr> <tr> <td></td><td>道路部門</td><td>鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td>ハ) 土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr> <td></td><td>上級土木技術者(ロースA)</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr> <td></td><td>上級土木技術者(ロースB)</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr> <td></td><td>上級土木技術者(ロースA)</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr> <td></td><td>上級土木技術者(ロースB)</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr> <td></td><td>建築</td><td>建築</td></tr> <tr> <td>手持ち業務量</td><td colspan="3">手持ち業務量は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当しないこと。 (1) 件500 万円以上の資産技術者又は担当技術者として就任している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上 (2) 件500 万円以上の資産技術者又は担当技術者として就任している手持ち業務について契約金額の合計が 10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度における契約業務(3)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の毎月額を分冊し、審査基準日より算定する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務の契約金額に乗じて得た額の合計額を手持ち業務の契約金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格競争對象業務」がある場合は、(1)の金額は2 億円以上、(2)の件数は15 件以上とする。 审査基準の履行期間が審査基準日からする年度をも複数年度に及ぶ業務</td></tr> <tr> <td>競争参加資格要件</td><td colspan="3">■審査名：関東支社管内構造施工管理業務 受注者名：(株)昭和工業</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3">■審査名：関東支社管内 上工二事業部施工管理業務 受注者名：(株)東工技術研究所</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3">■審査名：関東外環自動車道 三郷市管轄事務所内新規構造工事施工管理業務 受注者名：計画コンサルティング株式会社</td></tr> </tbody> </table>	業務名	東京外環自動車道 南地区段差止構造設計			競争契約の方針	条件付一般競争入札方式			落札者の決定方法	総合評価落札方式			見積用方式の対象	有			競争手続の算出方法	加算方式			入札ビード	対象外			履行ペンド	対象			審査時期	事前審査			業種区分	機械設計			審査基準	審査基準日において、平成20年度以降に実績として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。			業務実績情報システム(以下、「テクス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者、または、同等の契約実績のある者であること。			企業に求めらる事項	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	同種業務	構築	基本(予算・概略)設計			構築	実施(詳細)設計			構築	施工計画			構築	総合管理		審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。			同種業務	審査基準日において、平成20年度以降に実績として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。			業務実績情報システム(以下、「テクス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者、または、同等の契約実績のある者であること。			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	構築	基本(予算・概略)設計			構築	実施(詳細)設計			構築	施工計画			構築	総合管理			競争参加要件	審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。			予定管理技術者に求めらる事項	技術者資格	イ) 技術士	総合技術監理部門	建設~道路		建設部門	建設・鋼構造及びコンクリート	ロ) RCCM	鋼構造及びコンクリート部門	道路		道路部門	鋼構造及びコンクリート	ハ) 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート		上級土木技術者(ロースA)	鋼・コンクリート		上級土木技術者(ロースB)	鋼・コンクリート		上級土木技術者(ロースA)	鋼・コンクリート		上級土木技術者(ロースB)	鋼・コンクリート		建築	建築	手持ち業務量	手持ち業務量は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当しないこと。 (1) 件500 万円以上の資産技術者又は担当技術者として就任している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上 (2) 件500 万円以上の資産技術者又は担当技術者として就任している手持ち業務について契約金額の合計が 10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度における契約業務(3)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の毎月額を分冊し、審査基準日より算定する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務の契約金額に乗じて得た額の合計額を手持ち業務の契約金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格競争對象業務」がある場合は、(1)の金額は2 億円以上、(2)の件数は15 件以上とする。 审査基準の履行期間が審査基準日からする年度をも複数年度に及ぶ業務			競争参加資格要件	■審査名：関東支社管内構造施工管理業務 受注者名：(株)昭和工業				■審査名：関東支社管内 上工二事業部施工管理業務 受注者名：(株)東工技術研究所				■審査名：関東外環自動車道 三郷市管轄事務所内新規構造工事施工管理業務 受注者名：計画コンサルティング株式会社			<p>競争参加資格要件等一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th><th colspan="3">東京外環自動車道 芝加地区段差止構造設計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争契約の方針</td><td colspan="3">条件付一般競争入札方式</td></tr> <tr> <td>落札者の決定方法</td><td colspan="3">総合評価落札方式</td></tr> <tr> <td>見積用方式の対象</td><td colspan="3">有</td></tr> <tr> <td>競争手続の算出方法</td><td colspan="3">加算方式</td></tr> <tr> <td>入札ビード</td><td colspan="3">対象外</td></tr> <tr> <td>履行ペンド</td><td colspan="3">対象</td></tr> <tr> <td>審査時期</td><td colspan="3">事前審査</td></tr> </tbody> </table> <p>下記に示す業種区分の「令和 5-6 年度競争参加資格」を有する者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種区分</th><th colspan="3">機械設計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">審査基準</td><td colspan="3">審査基準日において、平成20年度以降に実績として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。</td></tr> <tr> <td colspan="3">業務実績情報システム(以下、「テクス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者、または、同等の契約実績のある者であること。</td></tr> <tr> <td rowspan="6">企業に求めらる事項</td><td>業務分野</td><td>業務段階1</td><td>業務段階2</td><td>業務段階3</td></tr> <tr> <td>同種業務</td><td>構築</td><td>基本(予算・概略)設計</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>構築</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>構築</td><td>施工計画</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>構築</td><td>総合管理</td><td></td></tr> <tr> <td>審査基準</td><td colspan="3">審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。</td></tr> <tr> <td rowspan="6">同種業務</td><td colspan="3">審査基準日において、平成20年度以降に実績として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。</td></tr> <tr> <td colspan="3">業務実績情報システム(以下、「テクス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者、または、同等の契約実績のある者であること。</td></tr> <tr> <td>業務分野</td><td>業務段階1</td><td>業務段階2</td><td>業務段階3</td></tr> <tr> <td>構築</td><td>基本(予算・概略)設計</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>構築</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>構築</td><td>施工計画</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>構築</td><td>総合管理</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>競争参加要件</td><td colspan="3">審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。</td></tr> <tr> <td rowspan="10">予定管理技術者に求めらる事項</td><td rowspan="10">技術者資格</td><td>イ) 技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設~道路</td></tr> <tr> <td></td><td>建設部門</td><td>建設・鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td>ロ) RCCM</td><td>鋼構造及びコンクリート部門</td><td>道路</td></tr> <tr> <td></td><td>道路部門</td><td>鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td>ハ) 土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr> <td></td><td>上級土木技術者(ロースA)</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr> <td></td><td>上級土木技術者(ロースB)</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr> <td></td><td>上級土木技術者(ロースA)</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr> <td></td><td>上級土木技術者(ロースB)</td><td>鋼・コンクリート</td></tr> <tr> <td></td><td>建築</td><td>建築</td></tr> <tr> <td>手持ち業務量</td><td colspan="3">手持ち業務量は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当しないこと。 (1) 件500 万円以上の資産技術者又は担当技術者として就任している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上 (2) 件500 万円以上の資産技術者又は担当技術者として就任している手持ち業務について契約金額の合計が 10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度における契約業務(3)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の毎月額を分冊し、審査基準日より算定する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務の契約金額に乗じて得た額の合計額を手持ち業務の契約金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格競争對象業務」がある場合は、(1)の金額は2 億円以上、(2)の件数は15 件以上とする。 审査基準の履行期間が審査基準日からする年度をも複数年度に及ぶ業務</td></tr> <tr> <td>競争参加資格要件</td><td colspan="3">■審査名：関東支社管内構造施工管理業務 受注者名：(株)昭和工業</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3">■審査名：関東支社管内 上工二事業部施工管理業務 受注者名：(株)東工技術研究所</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3">■審査名：関東外環自動車道 三郷市管轄事務所内新規構造工事施工管理業務 受注者名：計画コンサルティング株式会社</td></tr> </tbody> </table>	業務名	東京外環自動車道 芝加地区段差止構造設計			競争契約の方針	条件付一般競争入札方式			落札者の決定方法	総合評価落札方式			見積用方式の対象	有			競争手続の算出方法	加算方式			入札ビード	対象外			履行ペンド	対象			審査時期	事前審査			業種区分	機械設計			審査基準	審査基準日において、平成20年度以降に実績として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。			業務実績情報システム(以下、「テクス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者、または、同等の契約実績のある者であること。			企業に求めらる事項	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	同種業務	構築	基本(予算・概略)設計			構築	実施(詳細)設計			構築	施工計画			構築	総合管理		審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。			同種業務	審査基準日において、平成20年度以降に実績として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。			業務実績情報システム(以下、「テクス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者、または、同等の契約実績のある者であること。			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	構築	基本(予算・概略)設計			構築	実施(詳細)設計			構築	施工計画			構築	総合管理			競争参加要件	審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。			予定管理技術者に求めらる事項	技術者資格	イ) 技術士	総合技術監理部門	建設~道路		建設部門	建設・鋼構造及びコンクリート	ロ) RCCM	鋼構造及びコンクリート部門	道路		道路部門	鋼構造及びコンクリート	ハ) 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート		上級土木技術者(ロースA)	鋼・コンクリート		上級土木技術者(ロースB)	鋼・コンクリート		上級土木技術者(ロースA)	鋼・コンクリート		上級土木技術者(ロースB)	鋼・コンクリート		建築	建築	手持ち業務量	手持ち業務量は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当しないこと。 (1) 件500 万円以上の資産技術者又は担当技術者として就任している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上 (2) 件500 万円以上の資産技術者又は担当技術者として就任している手持ち業務について契約金額の合計が 10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度における契約業務(3)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の毎月額を分冊し、審査基準日より算定する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務の契約金額に乗じて得た額の合計額を手持ち業務の契約金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格競争對象業務」がある場合は、(1)の金額は2 億円以上、(2)の件数は15 件以上とする。 审査基準の履行期間が審査基準日からする年度をも複数年度に及ぶ業務			競争参加資格要件	■審査名：関東支社管内構造施工管理業務 受注者名：(株)昭和工業				■審査名：関東支社管内 上工二事業部施工管理業務 受注者名：(株)東工技術研究所				■審査名：関東外環自動車道 三郷市管轄事務所内新規構造工事施工管理業務 受注者名：計画コンサルティング株式会社		
業務名	東京外環自動車道 南地区段差止構造設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
競争契約の方針	条件付一般競争入札方式																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
落札者の決定方法	総合評価落札方式																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
見積用方式の対象	有																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
競争手続の算出方法	加算方式																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
入札ビード	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
履行ペンド	対象																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
審査時期	事前審査																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
業種区分	機械設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
審査基準	審査基準日において、平成20年度以降に実績として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	業務実績情報システム(以下、「テクス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者、または、同等の契約実績のある者であること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
企業に求めらる事項	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	同種業務	構築	基本(予算・概略)設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		構築	実施(詳細)設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		構築	施工計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		構築	総合管理																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
同種業務	審査基準日において、平成20年度以降に実績として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	業務実績情報システム(以下、「テクス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者、または、同等の契約実績のある者であること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	構築	基本(予算・概略)設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	構築	実施(詳細)設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	構築	施工計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
構築	総合管理																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
競争参加要件	審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
予定管理技術者に求めらる事項	技術者資格	イ) 技術士	総合技術監理部門	建設~道路																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			建設部門	建設・鋼構造及びコンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		ロ) RCCM	鋼構造及びコンクリート部門	道路																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			道路部門	鋼構造及びコンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		ハ) 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			上級土木技術者(ロースA)	鋼・コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			上級土木技術者(ロースB)	鋼・コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			上級土木技術者(ロースA)	鋼・コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			上級土木技術者(ロースB)	鋼・コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			建築	建築																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
手持ち業務量	手持ち業務量は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当しないこと。 (1) 件500 万円以上の資産技術者又は担当技術者として就任している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上 (2) 件500 万円以上の資産技術者又は担当技術者として就任している手持ち業務について契約金額の合計が 10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度における契約業務(3)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の毎月額を分冊し、審査基準日より算定する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務の契約金額に乗じて得た額の合計額を手持ち業務の契約金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格競争對象業務」がある場合は、(1)の金額は2 億円以上、(2)の件数は15 件以上とする。 审査基準の履行期間が審査基準日からする年度をも複数年度に及ぶ業務																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
競争参加資格要件	■審査名：関東支社管内構造施工管理業務 受注者名：(株)昭和工業																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	■審査名：関東支社管内 上工二事業部施工管理業務 受注者名：(株)東工技術研究所																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	■審査名：関東外環自動車道 三郷市管轄事務所内新規構造工事施工管理業務 受注者名：計画コンサルティング株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
業務名	東京外環自動車道 芝加地区段差止構造設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
競争契約の方針	条件付一般競争入札方式																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
落札者の決定方法	総合評価落札方式																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
見積用方式の対象	有																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
競争手続の算出方法	加算方式																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
入札ビード	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
履行ペンド	対象																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
審査時期	事前審査																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
業種区分	機械設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
審査基準	審査基準日において、平成20年度以降に実績として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	業務実績情報システム(以下、「テクス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者、または、同等の契約実績のある者であること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
企業に求めらる事項	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	同種業務	構築	基本(予算・概略)設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		構築	実施(詳細)設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		構築	施工計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		構築	総合管理																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
同種業務	審査基準日において、平成20年度以降に実績として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	業務実績情報システム(以下、「テクス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者、または、同等の契約実績のある者であること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	構築	基本(予算・概略)設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	構築	実施(詳細)設計																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	構築	施工計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
構築	総合管理																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
競争参加要件	審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
予定管理技術者に求めらる事項	技術者資格	イ) 技術士	総合技術監理部門	建設~道路																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			建設部門	建設・鋼構造及びコンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		ロ) RCCM	鋼構造及びコンクリート部門	道路																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			道路部門	鋼構造及びコンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		ハ) 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			上級土木技術者(ロースA)	鋼・コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			上級土木技術者(ロースB)	鋼・コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			上級土木技術者(ロースA)	鋼・コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			上級土木技術者(ロースB)	鋼・コンクリート																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			建築	建築																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
手持ち業務量	手持ち業務量は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当しないこと。 (1) 件500 万円以上の資産技術者又は担当技術者として就任している手持ち業務について契約金額の合計が 4 億円以上 (2) 件500 万円以上の資産技術者又は担当技術者として就任している手持ち業務について契約金額の合計が 10 件以上 なお、手持ち業務に複数年度における契約業務(3)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の毎月額を分冊し、審査基準日より算定する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務の契約金額に乗じて得た額の合計額を手持ち業務の契約金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格競争對象業務」がある場合は、(1)の金額は2 億円以上、(2)の件数は15 件以上とする。 审査基準の履行期間が審査基準日からする年度をも複数年度に及ぶ業務																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
競争参加資格要件	■審査名：関東支社管内構造施工管理業務 受注者名：(株)昭和工業																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	■審査名：関東支社管内 上工二事業部施工管理業務 受注者名：(株)東工技術研究所																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	■審査名：関東外環自動車道 三郷市管轄事務所内新規構造工事施工管理業務 受注者名：計画コンサルティング株式会社																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

対象	訂正前	訂正後																																																																																																																												
	<p>技術評価項目及び評価基準 技術評価を行うため参考参加者に提出を求める参考実施段階評価書の作成、技術評価項目、評価基準及び評点は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総合評価落札方式</th> <th>技術評価点(点)</th> <th>100点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価項目</td> <td>評価基準</td> <td>評価基準</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">競争参加者の経験及び能力 実績等</td> <td>企画の立案 実績等</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の実績評定の範囲において示す開業実績の実績に対し評価する。 ②NEXCO東日本の ③NEXCO西日本の ④各支社の開業事業 ⑤各支社の開業事業 ⑥各支社の開業事業 ⑦各支社の開業事業 ⑧各支社の開業事業 ⑨各支社の開業事業 ⑩各支社の開業事業 ⑪上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>企画の立案 実績等</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の実績評定の範団において示す開業実績の実績に対し評価する。 ②NEXCO東日本の ③NEXCO西日本の ④各支社の開業事業 ⑤各支社の開業事業 ⑥各支社の開業事業 ⑦各支社の開業事業 ⑧各支社の開業事業 ⑨各支社の開業事業 ⑩各支社の開業事業 ⑪上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">競争参加者の経験及び能力 実績等</td> <td>企画の施工 実績等</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に實行完了したNEXCO東日本の施工開業事業の実績に対し評価する。 ①実施期間 ②実施期間 ③実施期間 ④実施期間 ⑤上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>企画の立案 実績等</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に實行完了したNEXCO東日本の施工開業事業の実績に対し評価する。 ①実施期間 ②実施期間 ③実施期間 ④実施期間 ⑤上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">競争参加者の経験及び能力 実績等</td> <td>企画の立案 実績等</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の範囲 ②開業事業の範団 ③開業事業の範団 ④開業事業の範団 ⑤開業事業の範団 ⑥開業事業の範団 ⑦開業事業の範団 ⑧開業事業の範団 ⑨開業事業の範団 ⑩開業事業の範団 ⑪上記に該当しない</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>企画の立案 実績等</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の範団 ②開業事業の範団 ③開業事業の範団 ④開業事業の範団 ⑤上記に該当しない</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">競争参加者の経験及び能力 実績等</td> <td>企画の第一回 実績区分に 付ける範 囲</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ただし、平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績を有する場合、 ①構造設計士 ②構造設計士 ③構造設計士 ④構造設計士 ⑤構造設計士 ⑥構造設計士 ⑦構造設計士 ⑧構造設計士 ⑨構造設計士 ⑩構造設計士 ⑪上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>企画の第一回 実績区分に 付ける範 囲</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ただし、平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績を有する場合、 ①構造設計士 ②構造設計士 ③構造設計士 ④構造設計士 ⑤構造設計士 ⑥構造設計士 ⑦構造設計士 ⑧構造設計士 ⑨構造設計士 ⑩構造設計士 ⑪上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">競争参加者の経験及び能力 実績等</td> <td>事務及び不動産行為 実績等</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務等の実績 実績等は不要である。</td> <td>1点</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>事務及び不動産行為 実績等</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務等の実績 実績等は不要である。</td> <td>1点</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">競争参加者の経験及び能力 実績等</td> <td>企画の立案 実績等</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画部門-終日、複数に応じ評価する。 内国税務等の手続実績を有する場合は、あらかじめ内国税 務等又はRCM共に申請書類大綱認定又は電子申込書類 認定を受けたものを評価する。 なお、複数の手続実績がある場合は、複数の手続実績を 評価する。</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>企画の立案 実績等</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画部門-終日、複数に応じ評価する。 内国税務等の手続実績を有する場合は、あらかじめ内国税 務等又はRCM共に申請書類大綱認定又は電子申込書類 認定を受けたものを評価する。 なお、複数の手続実績がある場合は、複数の手続実績を 評価する。</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">競争参加者の経験及び能力 実績等</td> <td>企画の立案 実績等</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①企画-企画技術者 ②企画-企画技術者 ③企画-企画技術者 ④企画-企画技術者 ⑤企画-企画技術者 ⑥企画-企画技術者 ⑦企画-企画技術者 ⑧企画-企画技術者 ⑨企画-企画技術者 ⑩企画-企画技術者 ⑪上記に該当しない</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>企画の立案 実績等</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①企画-企画技術者 ②企画-企画技術者 ③企画-企画技術者 ④企画-企画技術者 ⑤企画-企画技術者 ⑥企画-企画技術者 ⑦企画-企画技術者 ⑧企画-企画技術者 ⑨企画-企画技術者 ⑩企画-企画技術者 ⑪上記に該当しない</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	総合評価落札方式	技術評価点(点)	100点	評価項目	評価基準	評価基準	競争参加者の経験及び能力 実績等	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の実績評定の範囲において示す開業実績の実績に対し評価する。 ②NEXCO東日本の ③NEXCO西日本の ④各支社の開業事業 ⑤各支社の開業事業 ⑥各支社の開業事業 ⑦各支社の開業事業 ⑧各支社の開業事業 ⑨各支社の開業事業 ⑩各支社の開業事業 ⑪上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の実績評定の範囲において示す開業実績の実績に対し評価する。 ②NEXCO東日本の ③NEXCO西日本の ④各支社の開業事業 ⑤各支社の開業事業 ⑥各支社の開業事業 ⑦各支社の開業事業 ⑧各支社の開業事業 ⑨各支社の開業事業 ⑩各支社の開業事業 ⑪上記に該当しない	15点	15点	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の実績評定の範団において示す開業実績の実績に対し評価する。 ②NEXCO東日本の ③NEXCO西日本の ④各支社の開業事業 ⑤各支社の開業事業 ⑥各支社の開業事業 ⑦各支社の開業事業 ⑧各支社の開業事業 ⑨各支社の開業事業 ⑩各支社の開業事業 ⑪上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の実績評定の範団において示す開業実績の実績に対し評価する。 ②NEXCO東日本の ③NEXCO西日本の ④各支社の開業事業 ⑤各支社の開業事業 ⑥各支社の開業事業 ⑦各支社の開業事業 ⑧各支社の開業事業 ⑨各支社の開業事業 ⑩各支社の開業事業 ⑪上記に該当しない	15点	15点	競争参加者の経験及び能力 実績等	企画の施工 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に實行完了したNEXCO東日本の施工開業事業の実績に対し評価する。 ①実施期間 ②実施期間 ③実施期間 ④実施期間 ⑤上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に實行完了したNEXCO東日本の施工開業事業の実績に対し評価する。 ①実施期間 ②実施期間 ③実施期間 ④実施期間 ⑤上記に該当しない	15点	15点	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に實行完了したNEXCO東日本の施工開業事業の実績に対し評価する。 ①実施期間 ②実施期間 ③実施期間 ④実施期間 ⑤上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に實行完了したNEXCO東日本の施工開業事業の実績に対し評価する。 ①実施期間 ②実施期間 ③実施期間 ④実施期間 ⑤上記に該当しない	15点	15点	競争参加者の経験及び能力 実績等	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の範囲 ②開業事業の範団 ③開業事業の範団 ④開業事業の範団 ⑤開業事業の範団 ⑥開業事業の範団 ⑦開業事業の範団 ⑧開業事業の範団 ⑨開業事業の範団 ⑩開業事業の範団 ⑪上記に該当しない</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の範囲 ②開業事業の範団 ③開業事業の範団 ④開業事業の範団 ⑤開業事業の範団 ⑥開業事業の範団 ⑦開業事業の範団 ⑧開業事業の範団 ⑨開業事業の範団 ⑩開業事業の範団 ⑪上記に該当しない	20点	20点	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の範団 ②開業事業の範団 ③開業事業の範団 ④開業事業の範団 ⑤上記に該当しない</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の範団 ②開業事業の範団 ③開業事業の範団 ④開業事業の範団 ⑤上記に該当しない	20点	20点	競争参加者の経験及び能力 実績等	企画の第一回 実績区分に 付ける範 囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ただし、平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績を有する場合、 ①構造設計士 ②構造設計士 ③構造設計士 ④構造設計士 ⑤構造設計士 ⑥構造設計士 ⑦構造設計士 ⑧構造設計士 ⑨構造設計士 ⑩構造設計士 ⑪上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ただし、平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績を有する場合、 ①構造設計士 ②構造設計士 ③構造設計士 ④構造設計士 ⑤構造設計士 ⑥構造設計士 ⑦構造設計士 ⑧構造設計士 ⑨構造設計士 ⑩構造設計士 ⑪上記に該当しない	15点	15点	企画の第一回 実績区分に 付ける範 囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ただし、平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績を有する場合、 ①構造設計士 ②構造設計士 ③構造設計士 ④構造設計士 ⑤構造設計士 ⑥構造設計士 ⑦構造設計士 ⑧構造設計士 ⑨構造設計士 ⑩構造設計士 ⑪上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ただし、平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績を有する場合、 ①構造設計士 ②構造設計士 ③構造設計士 ④構造設計士 ⑤構造設計士 ⑥構造設計士 ⑦構造設計士 ⑧構造設計士 ⑨構造設計士 ⑩構造設計士 ⑪上記に該当しない	15点	15点	競争参加者の経験及び能力 実績等	事務及び不動産行為 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務等の実績 実績等は不要である。</td> <td>1点</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	事務等の実績 実績等は不要である。	1点	1点	事務及び不動産行為 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務等の実績 実績等は不要である。</td> <td>1点</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	事務等の実績 実績等は不要である。	1点	1点	競争参加者の経験及び能力 実績等	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画部門-終日、複数に応じ評価する。 内国税務等の手続実績を有する場合は、あらかじめ内国税 務等又はRCM共に申請書類大綱認定又は電子申込書類 認定を受けたものを評価する。 なお、複数の手続実績がある場合は、複数の手続実績を 評価する。</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	企画部門-終日、複数に応じ評価する。 内国税務等の手続実績を有する場合は、あらかじめ内国税 務等又はRCM共に申請書類大綱認定又は電子申込書類 認定を受けたものを評価する。 なお、複数の手続実績がある場合は、複数の手続実績を 評価する。	20点	20点	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画部門-終日、複数に応じ評価する。 内国税務等の手続実績を有する場合は、あらかじめ内国税 務等又はRCM共に申請書類大綱認定又は電子申込書類 認定を受けたものを評価する。 なお、複数の手続実績がある場合は、複数の手続実績を 評価する。</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	企画部門-終日、複数に応じ評価する。 内国税務等の手続実績を有する場合は、あらかじめ内国税 務等又はRCM共に申請書類大綱認定又は電子申込書類 認定を受けたものを評価する。 なお、複数の手続実績がある場合は、複数の手続実績を 評価する。	20点	20点	競争参加者の経験及び能力 実績等	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①企画-企画技術者 ②企画-企画技術者 ③企画-企画技術者 ④企画-企画技術者 ⑤企画-企画技術者 ⑥企画-企画技術者 ⑦企画-企画技術者 ⑧企画-企画技術者 ⑨企画-企画技術者 ⑩企画-企画技術者 ⑪上記に該当しない</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	①企画-企画技術者 ②企画-企画技術者 ③企画-企画技術者 ④企画-企画技術者 ⑤企画-企画技術者 ⑥企画-企画技術者 ⑦企画-企画技術者 ⑧企画-企画技術者 ⑨企画-企画技術者 ⑩企画-企画技術者 ⑪上記に該当しない	5点	5点	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①企画-企画技術者 ②企画-企画技術者 ③企画-企画技術者 ④企画-企画技術者 ⑤企画-企画技術者 ⑥企画-企画技術者 ⑦企画-企画技術者 ⑧企画-企画技術者 ⑨企画-企画技術者 ⑩企画-企画技術者 ⑪上記に該当しない</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	①企画-企画技術者 ②企画-企画技術者 ③企画-企画技術者 ④企画-企画技術者 ⑤企画-企画技術者 ⑥企画-企画技術者 ⑦企画-企画技術者 ⑧企画-企画技術者 ⑨企画-企画技術者 ⑩企画-企画技術者 ⑪上記に該当しない	5点	5点
総合評価落札方式	技術評価点(点)	100点																																																																																																																												
評価項目	評価基準	評価基準																																																																																																																												
競争参加者の経験及び能力 実績等	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の実績評定の範囲において示す開業実績の実績に対し評価する。 ②NEXCO東日本の ③NEXCO西日本の ④各支社の開業事業 ⑤各支社の開業事業 ⑥各支社の開業事業 ⑦各支社の開業事業 ⑧各支社の開業事業 ⑨各支社の開業事業 ⑩各支社の開業事業 ⑪上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の実績評定の範囲において示す開業実績の実績に対し評価する。 ②NEXCO東日本の ③NEXCO西日本の ④各支社の開業事業 ⑤各支社の開業事業 ⑥各支社の開業事業 ⑦各支社の開業事業 ⑧各支社の開業事業 ⑨各支社の開業事業 ⑩各支社の開業事業 ⑪上記に該当しない	15点	15点																																																																																																																						
	評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																											
平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の実績評定の範囲において示す開業実績の実績に対し評価する。 ②NEXCO東日本の ③NEXCO西日本の ④各支社の開業事業 ⑤各支社の開業事業 ⑥各支社の開業事業 ⑦各支社の開業事業 ⑧各支社の開業事業 ⑨各支社の開業事業 ⑩各支社の開業事業 ⑪上記に該当しない	15点	15点																																																																																																																												
企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の実績評定の範団において示す開業実績の実績に対し評価する。 ②NEXCO東日本の ③NEXCO西日本の ④各支社の開業事業 ⑤各支社の開業事業 ⑥各支社の開業事業 ⑦各支社の開業事業 ⑧各支社の開業事業 ⑨各支社の開業事業 ⑩各支社の開業事業 ⑪上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の実績評定の範団において示す開業実績の実績に対し評価する。 ②NEXCO東日本の ③NEXCO西日本の ④各支社の開業事業 ⑤各支社の開業事業 ⑥各支社の開業事業 ⑦各支社の開業事業 ⑧各支社の開業事業 ⑨各支社の開業事業 ⑩各支社の開業事業 ⑪上記に該当しない	15点	15点																																																																																																																							
評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																												
平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の実績評定の範団において示す開業実績の実績に対し評価する。 ②NEXCO東日本の ③NEXCO西日本の ④各支社の開業事業 ⑤各支社の開業事業 ⑥各支社の開業事業 ⑦各支社の開業事業 ⑧各支社の開業事業 ⑨各支社の開業事業 ⑩各支社の開業事業 ⑪上記に該当しない	15点	15点																																																																																																																												
競争参加者の経験及び能力 実績等	企画の施工 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に實行完了したNEXCO東日本の施工開業事業の実績に対し評価する。 ①実施期間 ②実施期間 ③実施期間 ④実施期間 ⑤上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に實行完了したNEXCO東日本の施工開業事業の実績に対し評価する。 ①実施期間 ②実施期間 ③実施期間 ④実施期間 ⑤上記に該当しない	15点	15点																																																																																																																						
	評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																											
平成24年4月1日以前に實行完了したNEXCO東日本の施工開業事業の実績に対し評価する。 ①実施期間 ②実施期間 ③実施期間 ④実施期間 ⑤上記に該当しない	15点	15点																																																																																																																												
企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に實行完了したNEXCO東日本の施工開業事業の実績に対し評価する。 ①実施期間 ②実施期間 ③実施期間 ④実施期間 ⑤上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に實行完了したNEXCO東日本の施工開業事業の実績に対し評価する。 ①実施期間 ②実施期間 ③実施期間 ④実施期間 ⑤上記に該当しない	15点	15点																																																																																																																							
評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																												
平成24年4月1日以前に實行完了したNEXCO東日本の施工開業事業の実績に対し評価する。 ①実施期間 ②実施期間 ③実施期間 ④実施期間 ⑤上記に該当しない	15点	15点																																																																																																																												
競争参加者の経験及び能力 実績等	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の範囲 ②開業事業の範団 ③開業事業の範団 ④開業事業の範団 ⑤開業事業の範団 ⑥開業事業の範団 ⑦開業事業の範団 ⑧開業事業の範団 ⑨開業事業の範団 ⑩開業事業の範団 ⑪上記に該当しない</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の範囲 ②開業事業の範団 ③開業事業の範団 ④開業事業の範団 ⑤開業事業の範団 ⑥開業事業の範団 ⑦開業事業の範団 ⑧開業事業の範団 ⑨開業事業の範団 ⑩開業事業の範団 ⑪上記に該当しない	20点	20点																																																																																																																						
	評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																											
平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の範囲 ②開業事業の範団 ③開業事業の範団 ④開業事業の範団 ⑤開業事業の範団 ⑥開業事業の範団 ⑦開業事業の範団 ⑧開業事業の範団 ⑨開業事業の範団 ⑩開業事業の範団 ⑪上記に該当しない	20点	20点																																																																																																																												
企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の範団 ②開業事業の範団 ③開業事業の範団 ④開業事業の範団 ⑤上記に該当しない</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の範団 ②開業事業の範団 ③開業事業の範団 ④開業事業の範団 ⑤上記に該当しない	20点	20点																																																																																																																							
評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																												
平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ①開業事業の範団 ②開業事業の範団 ③開業事業の範団 ④開業事業の範団 ⑤上記に該当しない	20点	20点																																																																																																																												
競争参加者の経験及び能力 実績等	企画の第一回 実績区分に 付ける範 囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ただし、平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績を有する場合、 ①構造設計士 ②構造設計士 ③構造設計士 ④構造設計士 ⑤構造設計士 ⑥構造設計士 ⑦構造設計士 ⑧構造設計士 ⑨構造設計士 ⑩構造設計士 ⑪上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ただし、平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績を有する場合、 ①構造設計士 ②構造設計士 ③構造設計士 ④構造設計士 ⑤構造設計士 ⑥構造設計士 ⑦構造設計士 ⑧構造設計士 ⑨構造設計士 ⑩構造設計士 ⑪上記に該当しない	15点	15点																																																																																																																						
	評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																											
平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ただし、平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績を有する場合、 ①構造設計士 ②構造設計士 ③構造設計士 ④構造設計士 ⑤構造設計士 ⑥構造設計士 ⑦構造設計士 ⑧構造設計士 ⑨構造設計士 ⑩構造設計士 ⑪上記に該当しない	15点	15点																																																																																																																												
企画の第一回 実績区分に 付ける範 囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ただし、平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績を有する場合、 ①構造設計士 ②構造設計士 ③構造設計士 ④構造設計士 ⑤構造設計士 ⑥構造設計士 ⑦構造設計士 ⑧構造設計士 ⑨構造設計士 ⑩構造設計士 ⑪上記に該当しない</td> <td>15点</td> <td>15点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ただし、平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績を有する場合、 ①構造設計士 ②構造設計士 ③構造設計士 ④構造設計士 ⑤構造設計士 ⑥構造設計士 ⑦構造設計士 ⑧構造設計士 ⑨構造設計士 ⑩構造設計士 ⑪上記に該当しない	15点	15点																																																																																																																							
評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																												
平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績に対し評価する。 ただし、平成24年4月1日以前に実施したNEXCO東日本の開業事業の実績を有する場合、 ①構造設計士 ②構造設計士 ③構造設計士 ④構造設計士 ⑤構造設計士 ⑥構造設計士 ⑦構造設計士 ⑧構造設計士 ⑨構造設計士 ⑩構造設計士 ⑪上記に該当しない	15点	15点																																																																																																																												
競争参加者の経験及び能力 実績等	事務及び不動産行為 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務等の実績 実績等は不要である。</td> <td>1点</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	事務等の実績 実績等は不要である。	1点	1点																																																																																																																						
	評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																											
事務等の実績 実績等は不要である。	1点	1点																																																																																																																												
事務及び不動産行為 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務等の実績 実績等は不要である。</td> <td>1点</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	事務等の実績 実績等は不要である。	1点	1点																																																																																																																							
評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																												
事務等の実績 実績等は不要である。	1点	1点																																																																																																																												
競争参加者の経験及び能力 実績等	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画部門-終日、複数に応じ評価する。 内国税務等の手続実績を有する場合は、あらかじめ内国税 務等又はRCM共に申請書類大綱認定又は電子申込書類 認定を受けたものを評価する。 なお、複数の手続実績がある場合は、複数の手続実績を 評価する。</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	企画部門-終日、複数に応じ評価する。 内国税務等の手続実績を有する場合は、あらかじめ内国税 務等又はRCM共に申請書類大綱認定又は電子申込書類 認定を受けたものを評価する。 なお、複数の手続実績がある場合は、複数の手続実績を 評価する。	20点	20点																																																																																																																						
	評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																											
企画部門-終日、複数に応じ評価する。 内国税務等の手続実績を有する場合は、あらかじめ内国税 務等又はRCM共に申請書類大綱認定又は電子申込書類 認定を受けたものを評価する。 なお、複数の手続実績がある場合は、複数の手続実績を 評価する。	20点	20点																																																																																																																												
企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画部門-終日、複数に応じ評価する。 内国税務等の手続実績を有する場合は、あらかじめ内国税 務等又はRCM共に申請書類大綱認定又は電子申込書類 認定を受けたものを評価する。 なお、複数の手続実績がある場合は、複数の手続実績を 評価する。</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	企画部門-終日、複数に応じ評価する。 内国税務等の手続実績を有する場合は、あらかじめ内国税 務等又はRCM共に申請書類大綱認定又は電子申込書類 認定を受けたものを評価する。 なお、複数の手続実績がある場合は、複数の手続実績を 評価する。	20点	20点																																																																																																																							
評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																												
企画部門-終日、複数に応じ評価する。 内国税務等の手続実績を有する場合は、あらかじめ内国税 務等又はRCM共に申請書類大綱認定又は電子申込書類 認定を受けたものを評価する。 なお、複数の手続実績がある場合は、複数の手続実績を 評価する。	20点	20点																																																																																																																												
競争参加者の経験及び能力 実績等	企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①企画-企画技術者 ②企画-企画技術者 ③企画-企画技術者 ④企画-企画技術者 ⑤企画-企画技術者 ⑥企画-企画技術者 ⑦企画-企画技術者 ⑧企画-企画技術者 ⑨企画-企画技術者 ⑩企画-企画技術者 ⑪上記に該当しない</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	①企画-企画技術者 ②企画-企画技術者 ③企画-企画技術者 ④企画-企画技術者 ⑤企画-企画技術者 ⑥企画-企画技術者 ⑦企画-企画技術者 ⑧企画-企画技術者 ⑨企画-企画技術者 ⑩企画-企画技術者 ⑪上記に該当しない	5点	5点																																																																																																																						
	評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																											
①企画-企画技術者 ②企画-企画技術者 ③企画-企画技術者 ④企画-企画技術者 ⑤企画-企画技術者 ⑥企画-企画技術者 ⑦企画-企画技術者 ⑧企画-企画技術者 ⑨企画-企画技術者 ⑩企画-企画技術者 ⑪上記に該当しない	5点	5点																																																																																																																												
企画の立案 実績等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> <th>評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①企画-企画技術者 ②企画-企画技術者 ③企画-企画技術者 ④企画-企画技術者 ⑤企画-企画技術者 ⑥企画-企画技術者 ⑦企画-企画技術者 ⑧企画-企画技術者 ⑨企画-企画技術者 ⑩企画-企画技術者 ⑪上記に該当しない</td> <td>5点</td> <td>5点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価基準	評価基準	①企画-企画技術者 ②企画-企画技術者 ③企画-企画技術者 ④企画-企画技術者 ⑤企画-企画技術者 ⑥企画-企画技術者 ⑦企画-企画技術者 ⑧企画-企画技術者 ⑨企画-企画技術者 ⑩企画-企画技術者 ⑪上記に該当しない	5点	5点																																																																																																																							
評価基準	評価基準	評価基準																																																																																																																												
①企画-企画技術者 ②企画-企画技術者 ③企画-企画技術者 ④企画-企画技術者 ⑤企画-企画技術者 ⑥企画-企画技術者 ⑦企画-企画技術者 ⑧企画-企画技術者 ⑨企画-企画技術者 ⑩企画-企画技術者 ⑪上記に該当しない	5点	5点																																																																																																																												

